

意思決定支援とは？ エンパワーメントってなに？ 合理的配慮ってどういうこと？ 権利擁護はどうすれば良いの？

# 地域共生社会のための権利擁護とは

志木市基幹福祉相談センター 令和二年度 権利擁護研修

○「地域共生社会」では、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会が求められています。  
○そして、その地域共生社会創りの一翼を担う支援者にとって大事な「地域共生社会のための権利擁護」の視点について今回は学びを深めて頂ければと思います。

**方 法** オンライン (youtube) による限定公開 (動画は約60分)  
**公開期間** 2月中旬～3月中旬 (詳細は事前登録後メールにてお知らせします)  
**対 象** 志木市内で支援に従事する方  
**費 用** 無料  
**参加申込** 事前登録をお願いします  
**講 師** 埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター  
所長 丸山 広子氏



## 講師プロフィール

・平成元年、久喜市社会福祉協議会入職  
・知的障害者の施設を皮切りに、ケアマネージャー、CSW、生活困窮者の相談等地域福祉の推進に取り組む。  
平成26年4月 事務局長に就任  
平成29年3月 定年退職  
平成29年～ 埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター 所長 現職

ばあとなあ埼玉所属、成年後見人  
日本社会事業大学通信教育科非常勤講師  
上尾市成年後見制度利用促進審議会副委員長  
令和元年～2年度 成年後見制度利用促進体制整備研修応用研修 (国研修) の講師を務める

事前登録

右のQRコード 若しくは 基幹福祉相談センターのホームページから  
<http://www.susumerukai.net/kikan-soudan/>



お問い合わせ

志木市基幹福祉相談センター

志木市役所第1庁舎 マルイファミリー志木8階  
電話 048+456-6021 (担当: 竹内・小原)

受託法人

特定非営利活動法人

志木市精神保健福祉をすすめる会

<http://www.susumerukai.net/>